

平成 30 年 11 月 1 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準
(昭和 52 年 2 月 22 日付け開総第 195 号農地開発部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表

| 改 正 | 現 行 | 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|------|--|-----|---|---|---|--|-----|--------|------|--|-----|---|---|---|---------------------------|
| <p>3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費等の積算方法 これら当該費用は「要領」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</p> <p>1 率計算による算定 【省略】</p> <p>2 共通仮設費率の補正 施工地域_____を考慮した共通仮設費率を補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じる。 ただし、フィルダム工事には適用しない。 【省略】</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" data-bbox="121 1096 1326 1131"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【省略】</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="121 1222 1326 1646"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">準備費</td> <td>1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td><u>3 準備として行う以下に要する費用</u> <u>(1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)</u> <u>(2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> | 項 目 | 率の対象項目 | 【省略】 | | 準備費 | 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 | 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 | <u>3 準備として行う以下に要する費用</u> <u>(1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)</u> <u>(2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u> | <p>3 土地改良事業等請負工事の共通仮設費算定基準 【省略】</p> <p>第1 趣 旨 【省略】</p> <p>第3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費等の積算方法 これら当該費用は「要領」別表1の工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積み上げ計算による費用を加算して行うものとする。</p> <p>1 率計算による算定 【省略】</p> <p>2 共通仮設費率の補正 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率を補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じる。 ただし、フィルダム工事には適用しない。 【省略】</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" data-bbox="1377 1096 2582 1131"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【省略】</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1377 1222 2582 1646"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">準備費</td> <td>1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用</td> </tr> <tr> <td><u>3 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> | 項 目 | 率の対象項目 | 【省略】 | | 準備費 | 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 | 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 | <u>3 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u> | <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> |
| 項 目 | 率の対象項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【省略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 準備費 | 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>3 準備として行う以下に要する費用</u> <u>(1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用(チェーンソー等による伐採作業を除く)</u> <u>(2) 除根、除草、整地、段切り(ため池及びダムの堤体部を除く)、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。(農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項 目 | 率の対象項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【省略】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 準備費 | 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦・横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>3 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新 旧 対 照 表

| 改 正 | | 現 行 | | 備 考 |
|-------|---|--|--|-----|
| 項 目 | 率に別途加算できる項目 | 項 目 | 率に別途加算できる項目 | |
| 【省略】 | | 【省略】 | | |
| 準備費 | 1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 <u>4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用</u> <u>(1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</u> <u>(2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</u> <u>5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</u> | 準備費 1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 [追加] <u>4</u> _____工事施工上必要な準備等に要する費用 | 字句の追加 番号の改正および字句の追加 | |
| 安全費 | 1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 | 安全費 1 特記仕様書、設計図書等により条件明示される費用 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 | | |
| 役務費 | 1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金 | 役務費 1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金 | | |
| 技術管理費 | 1 特別な品質管理に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（農業土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 <u>(4) コンクリート補修工事における品質管理試験（農業土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用</u> 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設建造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 <u>(4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用</u> 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 <u>4 ICT建設機械に要する以下の費用</u> <u>(1) 保守点検</u> <u>(2) システム初期費</u> <u>(3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</u> <u>5 その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</u> | 技術管理費 1 特別な品質管理に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（農業土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 [追加] 2 現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 (3) 施工前に既設建造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用 [追加] 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 [追加] <u>4</u> その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用 | 字句の追加 字句の追加 字句の追加 番号の改正 | |
| 【省略】 | | 【省略】 | | |

新 旧 対 照 表

| 改 正 | | | | 現 行 | | | | 備 考 |
|---|---|------|------|--|--|------|------|----------|
| 別表3 共通仮設費率の補正值 | | | | 別表3 共通仮設費率の補正值 | | | | 表内、字句の追加 |
| 適用条件 | | 補正係数 | 適用優先 | 適用条件 | | 補正係数 | 適用優先 | |
| 施工地域区分 | 対象 | | | 施工地域区分 | 対象 | | | 字句の改正 |
| 一般交通影響あり(1) | 2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上の上線において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。 | 1.3 | 1 | 一般交通影響あり(1) | 2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量_____が5,000台/日以上の上線において_____規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。 | 1.3 | 1 | |
| 一般交通影響あり(2) | 一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。) | 1.2 | 2 | 一般交通影響あり(2) | 一般交通影響有り(1)以外の車道において、_____規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。) | 1.2 | 2 | |
| 市街地(DID補正) | 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.2 | 3 | 市街地(DID補正) | 市街地部が施工箇所に含まれる場合。 | 1.2 | 3 | |
| 山間僻地及び離島 | 人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。 | 1.3 | 4 | 山間僻地及び離島 | 人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。 | 1.3 | 4 | |
| <p>※フィルダム工事には適用しない。</p> <p>注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に<u>従い決定するものとする。</u></p> <p>【省略】</p> | | | | <p>※フィルダム工事には適用しない。</p> <p>注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に<u>よるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</u></p> <p>【省略】</p> | | | | |

新 旧 对 照 表

| | | |
|-----|-----|-----|
| 改 正 | 現 行 | 備 考 |
|-----|-----|-----|